

令和6年度商工業等補助事業等の概要

市商工課・建設課

令和6年度商工業関連の補助金について、商工会会員の皆様にいち早く情報をお知らせします。

【商工課】

[商業・サービス業等 お問い合わせ 商工振興係]

1 空き店舗等リノベーション支援事業補助金

- 対象区域 立地適正化計画における都市機能誘導区域（うち仙石地区の一部地域は除く）
- 補助対象者 空き店舗等の所有者又は借入者
- 補助要件 都市機能誘導区域の空き店舗又は空き家を取得又は借用し新規出店する場合
- 対象業種 小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業及び娯楽業
- 補助額 <店舗改修> 1/2（上限100万円）
<賃借料> 1/2（月額5万円を上限とし、12か月以内）

2 創業支援事業補助金

- 対象区域 市内全域
- 補助対象者 個人、法人、市民活動団体等
- 補助内容 新規創業に係る官公庁への申請書類作成等に係る経費並びに設備費、備品費及び広報費
- 対象業種 対象外：農業、林業、漁業、金融業・保険業 等
- 補助額 対象経費の1/2、上限50万円

3 個店魅力創出支援補助金

- 対象区域 市内全域
- 補助対象者 個人、法人等
- 補助内容 新商品・新サービスの開発又は販路開拓等に対して経費の一部を支援する。
- 対象業種 対象外：農業、林業、漁業、金融業・保険業 等
- 補助額等 <一般型>
 - ・対象経費の1/2、上限20万円<サポート型>
 - ・国の「小規模事業者持続化補助金」等で不採択となった事業者

- ・対象経費の1／2、上限20万円

4 働きやすい職場づくり奨励金

(1) 育児休業取得促進奨励金

- 補助対象者 下記のいずれかの認定を受けている企業で市内に事業所がある中小企業に対し、正社員が産休・育休を取得の上復帰した場合
 - ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定）
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定）
 - ・健康経営優良法人（中小規模法人部門）の認定 等
- 対象業種 全業種
- 補助要件
 - ・市内事業所に勤務する女性正社員に連続して6か月以上の育児休業を取得させた後、令和6年中に対象従業員が復職していること。
 - ・男性社員が7日以上育児休暇を取得し、令和6年中に対象従業員が復職していること。
- 助成額 1人あたり10万円

[工業等 お問い合わせ 企業誘致推進室]

5 産業振興アドバイザー事業

- 目的 産学連携による新製品、新技術の開発及び異業種への技術力の発信
- 概要 中小企業向けの新商品、新技術開発支援の実績がある大学教授を市の非常勤職員に任命し、構想、試作、販路拡大等の一連の取り組みに対して市内企業への直接訪問及びセミナー形式での技術相談・助言業務を行う。

6 新規受注開拓支援事業費補助金

(1) 商談会等出展支援事業

市内企業が商談会等に出展した場合にかかった経費の2分の1を補助

(1社上限20万円)

※市産業振興アドバイザーの指導、助言に基づき開発した製品を出展した場合については1社上限40万円。

(2) 試作案件支援事業

市産業振興アドバイザーの指導、助言に基づき試作開発に取り組む経費の2分の1を補助(1社上限30万円)

7 中小企業設備投資促進補助金

- 目的 市内事業者が新規事業展開、新技術の創出又は業務改善等のために行う設備投資を支援する。
- 対象業種 製造業、倉庫業、宿泊業、飲食店等
- 対象 1件1,000千円(税抜)以上の設備投資
- 補助要件 市内に設置される償却資産又は建物若しくは市内事業所へ導入されるITツールであり、国又は県で実施している同様の補助金を活用して設置されたものではないこと。
- 補助額 <新事業展開枠> 2分の1 上限:3,000千円
<一般枠> 3分の1 上限:1,000千円 (AIやIoTを搭載した設備を導入する場合は上限2,000千円)

※交付申請を行う前に、必ず商工課へ事前相談をしてください。事前相談は4月15日から開始します。

8 中小企業省エネ設備導入支援補助金

- 目的 市内のエネルギー使用量の削減を推進するため、中小企業が既存設備を省エネルギー設備へ更新する場合の費用の一部を補助する。
- 対象業種 全ての業種

- 対象設備 合計費用が 300 千円(税抜)以上で以下のいずれかに該当する設備
 - ①指定ユーティリティ設備（市が指定したものに限り）
 - 高効率空調、業務用給湯器、高性能ボイラ、高効率コージェネレーション、変圧器、冷凍冷蔵設備、産業用モータ、産業ヒートポンプ
 - ②LED照明器具
 - 省エネ基準達成率が 100%以上で、事業所内に固定して設置されるもの
- 補助要件 市内に設置される償却資産であり、国又は県で実施している同様の補助金を活用して設置されたものではないこと。
- 補助額 <製 造 業> 2 分の 1 上限：2,500 千円
<その他の業種> 2 分の 1 上限：1,500 千円

※交付申請を行う前に、必ず商工課へ事前相談をしてください。事前相談は 4 月 15 日から開始します。

9 産業人材市内誘導奨励金

- 対象業種 製造業、建設業、観光業、運送業、卸売業
- 補助要件 上記企業が満 40 歳未満で新規の正社員として採用し、6 か月以上経過した場合（交付申請の段階で市民であるものに限る）
- 助成額 一人あたり市内在住者 25 万円
1 事業所 100 万円が限度

10 中小企業人材養成事業補助金

- 補助対象者 製造業を営む中小企業
- 補助要件 山形県産業技術振興機構またはその他研修機関が開催する研修で、業務上必要な技術資格を取得するための研修であること。または、市内の事業所へ講師等を招いて従業員に対する研修を実施するものであること。
ただし、労働安全衛生法及び関係省令で、業務に就業する上で免許又は資格取得を義務付けられている資格研修については、補助対象外とする。
- 補助額 研修受講料及び教材費の合計の 2 分の 1
(受講者 1 名につき 3 万円が上限)

【建設課】

[景観整備等 お問い合わせ 都市計画係]

11 上山市ファサード改修事業費補助金

- 補助対象者 建物の増築や改築、模様替え等を行う者（小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業など）
- 補助要件
 - ・城下町、宿場町及び温泉町としての特色あるまち並みを形成するため、対象路線に面した建物のファサード改修に要する経費
 - ・原則5月末日まで事前相談をした上で事前審査を受けることが必要 等
- 補助額 対象経費の1／2、上限80万円<店舗>
上限50万円<店舗以外> 等

12 景観づくり推進事業費補助金

- 補助対象者 建物の一部等の修繕又は模様替えを行う個人及び団体
- 補助要件
 - ・城下町、宿場町及び温泉町としての特色あるまち並みを形成するため、対象路線に面した建物の一部等における小規模ファサード改修に要する経費 等
- 補助額 対象経費の1／2、 上限20万円<個人型>
対象経費の8／10、上限80万円<団体型>